

# 専門実践教育訓練明示書(様式例)

講座の名称	社会福祉士養成通信課程													
実施方法	① 通学 ( 昼間・夜間・土日 ) ② <b>通信</b> スクーリング(回数 9 回)													
指定講座番号	7	7	0	3	5	—	1	7	1	0	0	1	—	8
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間				過去一年の講座実績	入講者数( 58 人)				修了者数 ( 74人)				
平成12年4月1日	令和5年3月31日まで													
訓練期間	18ヶ月					総訓練時間				3,240時間				
1. 教育訓練目標														
①取得目標とする資格の名称、目標レベル					<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( 社会福祉士 ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学院 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 ( ) <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( )									
					教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等									
②①に係る資格・試験等の実施機関名称					厚生労働省									
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等					社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第4条イに該当する者が、本校の社会福祉士養成通信課程を修了すると社会福祉士国家試験受験資格が得られる。									
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況					・社会福祉施設(生活相談員、生活支援員、指導員、児童指導員等)医療相談員等 ・福祉施設、社会福祉関係機関等、医療機関、地域包括支援センター、その他福祉サービスを提供する一般企業等									
2. 教育訓練の内容														
教科 (カリキュラム)					時間		使用教材名							
人体の構造と機能及び疾病					90 時間		『新・社会福祉士養成講座1 人体の構造と機能及び疾病 第3版』							
心理学理論と心理的支援					90 時間		『新・社会福祉士養成講座2 心理学的理論と心理的支援 第3版』							
社会理論と社会システム					90 時間		『社会学』社会福祉学習双書 第12巻							
現代社会と福祉					180 時間		『社会福祉の思想 入門—なぜ「人」を助けるのか』							
社会調査の基礎					90 時間		『新・社会福祉士養成講座5 社会調査の基礎 第3版』							
相談援助の基盤と専門職					180 時間		『新・社会福祉士養成講座6 相談援助の基盤と専門職 第3版』							
相談援助の理論と方法					360 時間		『新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法 I 第3版』 『社会福祉士シリーズ⑧相談援助の理論と方法 II 第3版』							
地域福祉の理論と方法					180 時間		『新・社会福祉士養成講座9 地域福祉の理論と方法 第3版』							
福祉行財政と福祉計画					90 時間		『新・社会福祉士養成講座10 福祉行財政と福祉計画 第5版』							
福祉サービスの組織と経営					90 時間		『新・社会福祉士養成講座11 福祉サービスの組織と経営 第5版』							
社会保障					180 時間		『新・社会福祉士養成講座12 社会保障 第6版』							
高齢者に対する支援と介護保険制度					180 時間		『新・基礎からの社会福祉 高齢者福祉』第3版							
障害者に対する支援と障害者自立支援制度					90 時間		『新・社会福祉士養成講座14 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』							
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度					90 時間		『新・社会福祉士養成講座15 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』							
低所得者に対する支援と生活保護制度					90 時間		『新・社会福祉士養成講座16 低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』							

保健医療サービス	90 時間	『新・社会福祉士養成講座17 保健医療サービス 第5版』
就労支援サービス	45 時間	『新・社会福祉士養成講座 18 就労支援サービス 第4版』
権利擁護と成年後見制度	90 時間	『新・社会福祉士養成講座19 権利擁護と成年後見制度 第4版』
更生保護制度	45 時間	『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度 第4版』
相談援助演習	450 時間	
相談援助実習指導	270 時間	『22相談援助実習・相談援助実習指導(第3版)』
相談援助実習	180 時間	『22相談援助実習・相談援助実習指導(第3版)』
	3,240 時間	

3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	①一般短大卒業者(3年)は1年の相談援助の実務経験が必要。 ②一般短大卒業者(2年)は2年の相談援助の実務経験が必要。 ③中学・高校卒業者は、4年の相談援助の実務経験が必要。
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	①一般大学(4年)卒業 ②一般短大卒業者(3年)は1年の相談援助の実務経験が必要。 ③一般短大卒業者(2年)は2年の相談援助の実務経験が必要。 ④中学・高校卒業者は、4年の相談援助の実務経験が必要。
③その他	

〔特記事項〕

--

# 専門実践教育訓練明示書(様式例)

## 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

### (1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	73	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	81	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	64	人	受験率(③/②)	79.0%	%
④ ③のうち合格者数	35	人	合格率(④/③)	54.7%	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	4	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	68	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

### (2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		44	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	30	人		
	2 非正社員、派遣社員	5	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	2	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	13	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	3	人		
	3 社内外の評価が高まる	8	人		
	4 円滑な転職に役立つ	6	人		
	5 趣味・教養に役立つ	3	人		
	6 その他の効果	8	人		
	7 特に効果はない	1	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	2	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	1	人		
	4 就職していない	1	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	13	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	26	人		
	3 どちらとも言えない	4	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

有資格者の相談援助職として各分野(高齢、障害、児童、司法)で活用されている

## 5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	全科目でレポートの提出を求め、60点未満を不合格としている。レポートの提出状況を毎月確認している
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	本校教室にて実施。1年目及び2年目の7月～8月に相談援助演習を3日間ずつ必要。実習が必要な者は実習前指導が2日、実習後指導が1日必要。

# 専門実践教育訓練明示書（様式例）

<b>6. 受講効果の把握方法</b>																
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	レポートの提出・合格の状況を毎月確認している。不合格のものには再提出を、未提出のものには再履修を指示。全てのレポートで60点以上が必要。															
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	全科目でレポートの提出を求め、60点未満を不合格としている。レポートの提出状況を毎月確認している。															
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	100点満点の各科目レポートの全てが60点以上を合格とする。全ての科目の合格、スクーリングの指定日全て出席したものを修了とする。															
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	全科目でレポートの提出を求め、60点未満を不合格としている。スクーリングの指定日全て出席。															
<b>7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</b>																
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	提出したレポートが不合格の場合、レポートを再提出。各科目に対する質問票・メール等を利用した質問の受付。															
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例：資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	情報誌(南専通信)を2ヵ月に1回発行。電話・メール等での相談受付。課程修了後国家試験対策講座の実施。															
<b>8. その他の事項</b>																
指定教育訓練実施者名及び代表者名	社会福祉法人 南海福祉事業会 (代表者名: 理事長 小藪 博)															
住所及び連絡先	大阪府高石市千代田6-12-53 TEL 072-262-1094															
施設名称及び施設長名	南海福祉看護専門学校 (施設長: 学校長 一井 久子)															
住所及び連絡先	大阪府高石市千代田6-12-53 TEL 072-262-1094															
給付制度担当部署・者	事務室 (担当者: 曾根 美香)															
連絡先	TEL 072-262-1094															
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	420,000 円														
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	50,000 円														
① 一括払																
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>第1期</td><td>130,000 円</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>120,000 円</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>120,000 円</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>円</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>円</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>円</td></tr> <tr><td colspan="2">(うち、必須教材費 0 円)</td></tr> </table>	第1期	130,000 円	第2期	120,000 円	第3期	120,000 円	第4期	円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費 0 円)	
第1期	130,000 円															
第2期	120,000 円															
第3期	120,000 円															
第4期	円															
第5期	円															
第6期	円															
(うち、必須教材費 0 円)																
③ 両方可能																
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	52,230 円														
	① 任意の教材費 (税込額)	52,230 円														
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円														
	③ 施設維持費 (税込額)	0 円														
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円														
	3. 総額 (1+2) (税込額)	472,230 円														